○農林水産省告示第七百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県北設楽郡設楽町神田字印地八から一二まで、字向山三（次の図に示す部分に限る。）、豊邦字段戸山一の三八一、一の三八二、一の三八九、一の五二七、一の五二八、一の五四〇、一の五四一、一の五四四から一の五四六まで、一の五五〇、一の五五四から一の五五九まで、津具字簀ノ子二八の六（次の図に示す部分に限る。）、二五の一、二五の四、二八の一、二八の二、二八の三〇から二八の三三まで、二八の八六、二八の八八、二八の九七、二八の九八、二八の一〇二、二八の一〇八、二八の一一二から二八の一一四まで、字中山一の一・一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の八、一の九、一の一一、一の一二、東栄町大字月字兀岩一（次の図に示す部分に限る。）、八、豊根村下黒川字奥一六、一七、一九、三五の一、三沢字矢立山四の三・五の三・六の二・六の三（以上四筆国有林）、一二五の一・二七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四の一、五の一、六の一、七、一三、一四の一、一五の一、一五の二、二五の六、二六の一、二六の四、二六の六、二七の二から二七の四まで、二七の一四、二七の一八、二七の二〇、二七の二二から二七の二六まで、二八の一、二八の三から二八の五まで、二八の一五、坂字場字間黒洞一九の一二、一九の一三、字広野二の二四の一、二の六四、二の六七、二の七五、二の七六、二の七八、二の一四八、下黒川字ソンデ二九の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県蒲郡市鹿島町岡一九の一、三四の三六、三四の三七、三四の四一、三四の四四、三四の四五、三四の四九、三四の五二から三四の六一まで、金平町上ノ坊一三の一（次の図に示す部分に限る。）、六、八から一二まで、二〇の一、大塚町原山二〇四から二〇九まで、二一一の一、二一一の二、二一二から二一六まで、二一七の一から二一七の三まで、二一八の一から二一八の五まで、二一九の一、二一九の一七、二二〇の一、二二〇の二、二二〇の五、二二一の一、二二二から二二六まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び蒲郡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県西尾市吉良町津平大入九一の一・九一の五から九一の七まで・一〇九の三・一一二の二・一一三の一・一一四の一・一一四の六・二六六（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、一一四の二五、一一六、一一七、一三〇の一、一三〇の二、一三三の一、一三三の二、一三四から一三六まで、一三七の一、一三八から一五三まで、一四六の一から一四六の七六まで、一五四の一、一五四の二、一五五から一六七まで、一六八の一、一六九の一、一六九の二、一七七から一八二まで、一八九から二〇〇まで、二〇六の一、二一〇、二二四から二二六まで、二四〇の一、二四一の一、二四二の三、二四三の一、二四三の二、二四四から二五〇まで、二五五から二六三まで、二六四の一、二六四の二、二八〇から二八二まで、二八八から三〇八まで、六四六、六四七、六八四、六八六から六八八まで、六九一から六九四まで、六九六の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び西尾市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

奈良県吉野郡天川村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

天川村（次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、択伐による。

天川村（次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び天川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

奈良県吉野郡十津川村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

十津川村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）